資料３-２

熊谷市地域公共交通総合連携計画の概要（案）

１．経緯

平成 23 年３月 31 日（作成予定）

平成 23 年４月１日（公表予定）

２．熊谷市地域公共交通総合連携計画の区域

連携計画の区域は、鉄道（JR 上越・北陸(長野)新幹線、JR 高崎線、秩父鉄道本線）、民間路線バス、ゆうゆうバス、及びタクシー相互の連携を図り、一体的に進める必要があるため、熊谷市全域とする。

３．熊谷市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

①公共交通機能・役割の明確化や公共交通機関相互の連携により、分かりやすく利便性の高い公共交通ネットワークの再編を図る。

②地域ニーズに合った利便性・採算性の高いゆうゆうバスの実現を図る。

③市民の足を確保する新たなゆうゆうバス（江南地区、熊谷駅周辺）の導入を図る。

④公共交通サービスをサポートし、利用促進に資する交通体系の実現を図る。

⑤市民・事業者・行政との協働による持続可能な仕組みづくりの確立を図る。

４．熊谷市地域公共交通総合連携計画の目標

連携計画の数値目標としては、本連携計画を着実に推進することで、「熊谷市総合振興計画（平成 20 年３月）」にも掲げた「公共交通に満足している市民の割合」を高めていくことを目指す。

○現状値（平成 19 年度）45％　→平成 24 年度（５年後）50％

→平成 29 年度（10 年後）55％

さらに、計画目標として、熊谷市における地域公共交通の活性化と利用者の利便性向上などを図るため、次のように設定する。

①公共交通不便地域の解消を図り、ゆうゆうバスの社会的価値を高めるよう運行サービスの充実を目指す。

②ゆうゆうバスと鉄道・民間路線バスなど他の公共交通機関との連携・共存を目指す。

③市民自らが過度な自家用車利用の抑制を意識し、さらに公共交通の存在意義を認識することで自発的な公共交通の利用を目指す。

５．事業の概要及び事業の実施主体

・既存ゆうゆうバス（４系統）の再編（運行ルート・サービス水準の見直し、運賃体系の見直し）（実施主体：熊谷市、バス事業者）

・江南地区・新ゆうゆうバスの導入（実施主体：熊谷市、バス事業者）

・熊谷駅周辺・新ゆうゆうバスの導入（実施主体：熊谷市、バス事業者）

・鉄道・バスなどの公共交通機関相互が連携するための環境整備（乗継拠点・乗継ポイントの整備、ゆうゆうバスと民間路線バス・タクシーとの乗継運賃割引の導入検討）（実施主体：熊谷市、バス事業者、タクシー事業者）
・公共交通情報等の提供（公共交通マップの作成、ゆうゆうバス運行情報提供の充実）
（実施主体：熊谷市、バス事業者）
・バリアフリー化の推進（バス車両のバリアフリー化）（実施主体：熊谷市、埼玉県、バス事業者）
・モビリティ・マネジメントの実施（実施主体：熊谷市、埼玉県、バス事業者）

6．計画期間
平成 23 年度～平成 29 年度

7．法第 6 条に定める協議会の有無
(有)（設立年月日：平成 21 年 2 月 27 日、名称：熊谷市地域公共交通会議、構成員：別添）
無　　※今回、構成員の別添は省略とします

8．法第 5 条第 6 項に定められている関係者との協議
第 7 回熊谷市地域公共交通会議において協議済み（平成 23 年 1 月 20 日）

9．法第 5 条第 5 項に定められている利用者の意見の反映
①熊谷市地域公共交通会議に以下の団体からメンバーが参画し、7 回にわたって協議会で議論を行った。
・各地域（熊谷、大里、妻沼、江南）の地域審議会会長
・熊谷商工会議所
・社会福祉法人　熊谷市社会福祉協議会
・くまがや共同参画を進める会
②市民 3,000 人（15 歳以上）を対象とした熊谷市公共交通に関する市民アンケート調査の実施
③ゆうゆうバス利用者アンケート調査の実施
④循環バス江南地区路線を考える懇談会の開催　2 回（他、事前打合せ会 1 回）
⑤パブリックコメント実施　平成 23 年 2 月 2 日から平成 23 年 2 月 24 日まで

１０．その他
・法第 7 条による提案はありません。